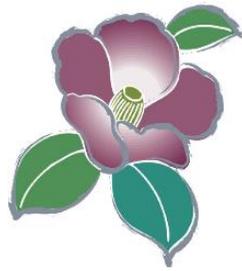


杉浦事務所便り

連絡先：〒060-0041
 札幌市中央区大通東 2 丁目 8-5 プレジデント札幌ビル 5 階
 電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772
 e-mail：info@sr-roumu.com
 URL <http://www.sr-roumu.com/>
 すぎうらブログ随時更新中！<http://ameblo.jp/sr-sugi/>



ご存知ですか？ 社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度

◆マイナンバー制度の概要

公平・公正な社会の実現、手続きの簡素化による国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」が実施されます。

厚生労働省も、社会保障分野への社会保障・税番号制度の導入に向けて、事業主の皆様への周知活動を始めています。いずれ対応しなければならぬ問題ですので、概要を知っておきましょう。

◆社会保障・税番号(マイナンバー)制度とは？

国民 1 人ひとりに唯一無二の番号(マイナンバー)を配付し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に「個人番号」(=マイナンバー)が通知されます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で「個人番号」を使うこととなります。

民間事業主の方についても、従業員等に関する社会保険の手続きや、税の手続きで、個人番号を取扱うこととなります。

マイナンバー制度の実施にあたり、「個人番号」とともに、「法人番号」も必要となります。今後、法人等に対して、1法人に1つの法人番号が書面で通知されます。

実施までにまだ期間はありますが、将来的には、社会保険や税の手続き等において、事業主の皆様が、従業員等の個人番号を取り扱うこととなります。法律上、事業主の皆様は、「個人番号関係事務実施者」とされ、情報漏えいなどについて、一定のルールを守る必要が生じます。今後も、注意点を紹介させていただきます。

労働者による「ブラック企業」の認識にみる今後の労務管理の方向性

◆「ブラック企業」は依然重要なキーワード

2013 年の流行語大賞にも選出された、「ブラック企業」という言葉。明確な定義があるものではありませんが、ブラック企業対策プロジェクトでは一応、「異常な長時間労働やパワーハラスメントなど劣悪な労働条件で従業員を酷使するため、離職率も高く、過労にともなう問題等も起きやすい企業のこと」との定義付けを行っています。一時は毎日のようにメディア等で目にしたキーワードですが、最近はそのことも少なくなり、一時期の流行は去った感を持っている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、日本労働組合総連合会(連合)が行った調査で、4人に1人が「勤務先はブラック企業である」と感じており、特に20代ではこの割合が3人に1人となることがわかりました。

「ブラック企業」は、まだまだ関心が高いキーワードであることが窺えます。

◆「ブラック認定」されるポイントとは？

同調査は、それぞれの労働者が「自分の勤務先がブラック企業であると考えているかどうか」を問うものであり、客観的な指標をもとにブラック認定を行うものではありませんが、ハラスメントの考え方と同様、労働者個々が「勤務先がブラック企業である」と考えているというのは、「ブラック企業のような働き方をされている」と感じているということであり、働き方等を考えるうえで大きなポイントとなります。

この点、同調査によると、勤務先がブラック企業だと思理由の上位は「長時間労働が当たり前」、「仕事に見合わない低賃金」、「有給休暇が取得できない」、「サービス残業が当たり前になっている」…等となっています。

労務トラブルの発生を防ぐという観点からは、これらの要因をいかになくしていくかが検討されるべきです。

◆転職先探しても重視される「ブラック企業」

また、転職意向がある人に転職先を探す場合に重視するポイントを尋ねたところ、3人に1人は「ブラック企業などの悪い噂(がないか)」を重視すると回答しています。

人材不足時代にあって、採用活動が成功するかどうかは「ブラッ

ク企業と認識されていないこと」が重要なポイントとなってくるとも言えそうです。まだまだ労務管理上、「ブラック企業」というキーワードには注視が必要です。

「メンタルヘルス」に対する取組みの最新実態

◆上場企業 2,424 社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました(上場企業 2,424 社が回答。2014 年 6 月～8 月実施)。同調査は 2002 年から隔年で実施しており、今回が 7 回目となります。

◆「心の病」の増減傾向と年齢層

最近 3 年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企業は 29.2% (前回調査比 8.4% 減)、「横ばい」と回答した企業は 58.0% (同 6.6% 増) でした。

過去 8 年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は 10% に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い 30 代が 38.8% (同 3.9% 増)、40 代が 32.4% (同 3.8% 減) となっており、両世代にまたがる課題となっています。

さらに、10～20 代の割合は 18.4% (同 0.4% 減) ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

◆組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をする機会が増えた」について、肯定率が 52.1% となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同 49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同 58.9% となりました。

◆「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます(2015 年 12 月)。

今後は、これへの対応についても十分に検討し、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

1 月から「高額療養費」の自己負担限度額が変更されます

◆医療費が高額になったら…

怪我や病気がひどく、医療費が高額になってしまった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が後から払い戻される健康保険の制度が、「高額療養費制度」です。

また、事前に医療費が高額になることがわかる場合には、「限度額適用認定証」というものを提示して、支払時に減免された額だけ支払えば済む方法もあります。

◆制度のポイント

払い戻しは、病院等から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行われますので、診療月から 3 カ月以上はかかるのが通常です。また、申請時には病院等の領収書が必要になります。申請書の提出先は、全国健康保険協

会または加入している健康保険組合です。なお、他の家族(被扶養者)が同じ月に病気やけがをして医療機関にかかった場合や、1 人が複数の医療機関で受診した場合は、自己負担額を世帯で合算することができますので、確認するとよいでしょう。さらに、高額療養費を受けた月が、直近 12 カ月間に 3 回以上あったときは、4 回目からは自己負担限度額が低減されます(多数回該当の制度)ので、その点も確認しておきましょう。

◆自己負担限度額の見直し

これまで 70 歳未満の被保険者等に係る自己負担限度額については、所得区分が 3 段階に分かれていましたが、今般この区分が 5 段階に細分化されます(平成 27 年 1 月診療分より)。自己負担限度額は、年齢(70 歳未満の人、70 歳以上 75 歳未満の人)と所得により区分されています(70 歳以上 75 歳未満の人については、今回は変更なし)。

【70 歳未満の人の区分】

- (1) 標準報酬月額 83 万円以上の人
252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% [多数回該当：140,100 円]
- (2) 標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満の人
167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% [多数回該当：93,000 円]
- (3) 標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満の人
80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% [多数回該当：44,400 円]
- (4) 標準報酬月額 28 万円未満の人
57,600 円 [多数回該当：44,400 円]
- (5) 市町村村民税が非課税の人
35,400 円 [多数回該当：24,600 円]